

令和5年第12回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年12月15日（金）午後1時32分から午後1時56分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席
7区	渡部 和志	欠席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
4番	川上 敦史
5番	永澤 広美

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和5年第3回総会までの主な行事について

議案第46号 農地法第18条6項の規定による通知について

議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第48号 新地町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更（案）について

会 長 　　ただいまより令和5年第12回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　次第3の議事録署名人の指名についてですが、4番 川上敦史委員と5番 永澤広美委員にお願いします。なお、欠席は7区の渡部和志委員であります。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第12回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　1ページをご覧ください。報告第1号令和5年第12回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

　　11月20日、新地町議会臨時会が、役場において、事務局長が出席しております。

　　11月29日、農業者年金加入推進セミナー、県選出国會議員への要請集会 参加者による懇親会ということで、東京都のほうに鈴木会長が出席しております。

　　11月30日、県選出国會議員への要請集会、全国農業委員会会長代表者集会ということで、東京都のほうに鈴木会長が出席しております。

　　12月5日、相双農林事務所管内農業委員会研修会が南相馬市において、鈴木会長、横山委員、常陸係長が出席しております。

　　12月8日～13日、新地町議会定例会ということで、役場において、事務局長が出席しております。

　　以上になります。

会 長 　　ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　議案第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から3番を説明いたします。

　　議案は2ページになります。1番については、貸貸人、賃借人及び届け出の

あった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人変更のため、令和5年10月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第47号の12番に新たな賃借人への利用権設定が上程されております。

2番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人変更のため、令和5年10月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第47号の13番に新たな賃借人への利用権設定が上程されております。

3ページをご覧ください。3番については、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人変更のため、令和5年11月15日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第47号の1番に新たな賃借人への利用権設定が上程されております。

以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から議案第46号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　　異議なしと認め、議案第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から3番を原案どおり承認いたします。

会 長 　　議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から19番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から19番をご説明いたします。

議案は4ページから7ページになります。4ページをご覧ください。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（旧基盤法 第18条第1項）の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

1番から5番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたしま

す。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アール当たり、5,000円又は米30kgで貸し付ける計画であります。

5ページをご覧ください。6番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

5ページから6ページにかけての7番から10番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。7番から9番は今回新たに利用権を設定するもので、10番は期間満了に伴い再設定するものです。賃借料は、7番・9番・10番が10アール当たり米30kg、8番が、権現南2番の1筆が無償で、それ以外は10アール当たり米10kgで貸し付ける計画であります。

6ページから7ページにかけての11番から18番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。11番から13番は今回新たに利用権を設定するもので、14番から18番は期間満了に伴い再設定するものです。賃借料は、11番・13番・15番から18番が10アールあたり米30kg、12番は4筆で米8袋、14番はもち米10kgで貸し付ける計画であります。

19番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アール当たり5,000円で貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から19番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番は、阿部 謙一 委員の案件であるため、阿部 謙一 委員につきましては農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[阿部 謙一 委員 退席]

会 長 議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の20番をご説明いたします。8ページをご覧ください。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 質問もないようですので、議案第47号の利用権設定の20番を原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 阿部 謙一 委員に関する案件の審議が終わりましたので、席へ戻ってください。

[阿部 謙一 委員 着席]

会 長 議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の21番は、荒 勇一郎 委員の案件であるため、荒委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了す

るまで退席をお願いします。

[荒 勇一郎 委員 退席]

会 長 議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の21番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の21番をご説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり5,000円で貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 質問もないようですので、議案第47号の利用権設定の21番を原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第47号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の21番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 荒 勇一郎 委員に関する案件の審議が終わりましたので、席へ戻ってください。

[荒 勇一郎 委員 着席]

会 長 議案第48号 新地町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第48号 新地町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更（案）について、説明致します。これについては、町は令和5年9月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更いたしました。そこで、

農林事務次官通知に基づき、あっせん基準を変更(案)を策定しましたので、議案として提出いたします。議案の9ページに主な変更の説明、議案10ページから14ページがその変更した内容となっております。また、資料の1ページから3ページに、新旧対照表を示しております。

なお、この変更の内容につきましては、福島県相双農林事務所長、新地町土地改良区理事長、ふくしま未来農業協同組合新地総合支店営農センター長、新地町長へ意見を求めたところ、いずれも異議がありませんでした。

このあっせん基準の変更案は、総会で議決された場合、福島県知事へ変更認定の申請を行う予定であります。

以上であります。

会 長 それでは議案第48号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。はい、石田委員

石田委員 農地適正化あっせん基準というのは、農業委員会のほうにあっせんしてくださいと依頼があるということなんですか。

会 長 これについては、事務局からお願いいたします。

事務局 これについては、主なものとして「農地を売りたい」「買いたい」という話がマッチングできそうなときに、農業委員、推進委員があっせん委員となって、売買価格の調整をおこなうことや、賃貸借の賃借料を調整するというようなことが想定されております。12月26日に開催する農地中間管理機構特例事業による所有権移転調整会議は、埴木崎地区の農地をあっせん基準に沿ってあっせん委員を選出して、売買価格を調整する会議であります。

以上でございます。

石田委員 ありがとうございます。

会 長 他にありませんか、ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第48号 新地町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更(案)について、原案のとおり承認し福島県知事へ承認申請いたします。

会 長

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第12回農業委員会総会を閉会いたします。